

令和4年度 権利擁護専門研修の開催について（周知）

日頃は、本社協の諸事業の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本社協では、権利擁護専門職員の皆様を対象に日常生活自立支援事業や成年後見制度をはじめとする権利擁護を内容とする研修会を開催しております。今年度は、法定後見に関し「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が令和2年10月に厚生労働省から公表され、また、今年度から次期成年後見利用促進基本計画が施行されるなど成年後見の在り方についても議論がなされていることを踏まえ、県社協から日常生活自立支援事業の運営状況を説明の後、日常生活自立支援事業と成年後見制度それぞれの役割、現状と今後の課題について、日常生活自立支援事業の契約締結審査会委員長を務める柳沢講師にご講演いただきます。

講演は、Zoom 配信の方式で開催します。

みなさまにおかれましては、職員等の皆様に内容を周知いただき、参加についてご配慮いただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。

なお、申込みは、別添実施要領のQRコードにより直接県社会福祉協議会に申込みいただくこととなっておりますので、よろしくお願い致します。



令和4年度 権利擁護専門研修実施要領(引用)

- 趣 旨**

認知症高齢者や障がい者など判断能力に不安がある方が地域生活を安心して送れるように、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」が活用されており、判断能力が低下した場合に法定後見へ移行されることとなります。

しかし、実際には、事業の特性を踏まえ、一定の場合には「日常生活自立支援事業」や「法定後見制度」との併用を認めている事例があります。

また、法定後見については、権利擁護支援の一つとして「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が令和2年10月に厚生労働省から公表され、さらに、令和4年度から5年間を想定した第2次成年後見利用促進基本計画が施行され、成年後見制度の在り方についても議論がなされているところです。

これらの動向を踏まえ、権利擁護支援に参画する多様な主体(例：中核機関・障がい者相談支援事業所・地域包括支援センターその他)の皆さんとともに今後の権利擁護支援はどうあるべきか考え、また正確な理解を深め各制度の一層の利用促進を図る機会とするため、研修会を実施するものです。
- 開催日** 令和4年6月2日（木）午後1時30分から午後4時まで
- 内 容**
 - 第一部 県社協説明「日常生活自立支援事業の運営状況について」
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会地域福祉課とくしま権利擁護センター
センター長 左倉 昇
 - 第二部 講演「日常生活自立支援事業と成年後見制度それぞれの役割、
現状と今後の課題について」

徳島県日常生活自立支援事業 契約締結審査会 委員長
徳島大学大学院 講師 柳沢 志津子 氏

4. 対象者 市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、成年後見活動をされている専門職、地域包括支援センター職員、相談支援事業所職員、認知症・知的障がい・精神障がいのある方と関わる福祉職員等
5. 参加費 無料
6. 受講方法 zoom による受講
お申込確認後、受講用 URL 等を通知いたします。
7. 申込方法 9.の申込フォームの URL からお申込みください。
8. 申込締切 令和4年5月20日（金）

9. 申込フォーム



<https://forms.gle/vEQu9Q1DtRG8UNJe6>

※所定の箇所に送信希望先のメールアドレスを入力するとご自分の申込み内容が返信され、申込みの完了が確認できるようにしております。返信が届かない場合は下記連絡先までお問い合わせください。

※申し込みフォームから申込ができない場合は、下記問合せ先に問合せください。

10. 問合せ先

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 地域福祉課
とくしま権利擁護センター 担当：左倉・池上

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター3階
TEL：088-611-1155 FAX：088-654-9250